

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性職員が就業を継続し、活躍できるようにすることと、すべて職員がその能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献するJAとなるため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 5月 1日 ～ 令和 8年 4月 30日 （3年間）

2. 行動計画内容

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1： 管理職の手前の職階にある女性職員を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修を実施する。

<対策>

令和 5年 5月 ～

- ・ 関連機関との連携による研修の実施

(2) 次世代育成支援対策

目標2： 中・高校生の職場体験学習を今後も継続して実施する。

<対策>

令和 5年 5月 ～

- ・ 行政機関、学校との学習内容、スケジュールの調整
- ・ 受入れ部署の調整
- ・ 学習内容の検討、充実を図る

(3) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3： 年次有給休暇の年間10日以上取得取組みを継続する。

<対策>

令和 5年 5月 ～

- ・ 年次有給休暇取得計画表による取得の管理
- ・ 取得促進を促す呼びかけ